

○ キャッシュレス推進デーの福岡国税局管内実施税務署

令和7年4月23日現在

所在地（都道府県）	税務署	実施期間	実施日※	主な取組内容
福岡県	門司	令和7年4月1日 ～ 定めなし	毎月10日、月末	税務署において、以下の取組を実施します。 ①チラシや専用のポスターを活用し、今回又は次回以降分のキャッシュレス納付の利用を案内 ②のぼり旗の設置
	若松			
	小倉			
	八幡			
	博多			
	香椎			
	福岡			
	西福岡			
	大牟田			
	久留米	令和7年5月7日 ～ 定めなし	毎月10日	
	直方	令和7年4月1日 ～ 定めなし	毎月10日、月末	
	飯塚			
	田川			
	甘木			
	八女			
大川				
行橋	毎月月末	毎月10日、月末		
筑紫				
佐賀県	佐賀	令和6年12月1日 ～ 定めなし	毎月10日、月末	
	唐津			
	鳥栖			
	伊万里			
	武雄			
長崎県	長崎	令和7年4月1日 ～ 定めなし	毎月10日、月末	
	佐世保			
	島原			
	諫早			
	福江			
	平戸			
	壱岐			
	厳原			

※実施日が土日祝日の場合は、翌開庁日